# 区民委員会議案説明資料

## 令和4年6月27日

件	名		頁
1	第46号議案	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・	2

(区 民 部)

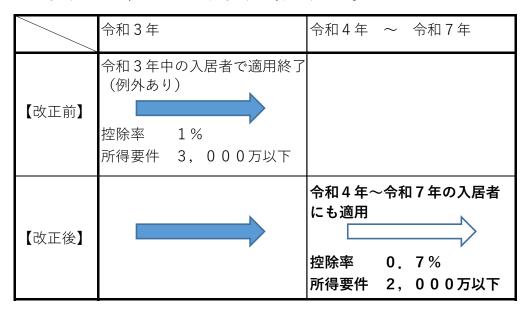
件名	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
所管部課名	区民部 課税課
内容	1 概要 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)等が公布・施行されたことに伴い、足立区特別区税条例等の一部を改正する。  2 主な改正の概要(詳細は別紙および新旧対照表のとおり) (1)住宅ローン控除制度の見直し ア 住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和4年~令和7年までの入居者を対象とする。 イ 控除率を1%から0.7%にするとともに、所得要件を3,000万円以下から2,000万円以下とする。 ※ 住宅ローン減税…住宅ローンの年末残高の0.7%を所得税から控除し、所得税から控除し切れなかった額について、区民税から控除する制度(上限58,500円)。なお、区民税の減収額は全額国費で補填される。  (2)上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し現行は、所得税と区民税でそれぞれ異なる課税方式の選択が可能だが、公平性の観点から所得税と区民税の課税方式を統一する。  (3)区民税における合計所得金額に係る規定の整備配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等に明記する。  ※ 給与支払報告書等を通じて賦課課税に必要な情報を確実に把握できるようにするため。
今後の方針	施行年月日 令和5年1月1日:上記(1)、(3) 令和6年1月1日:上記(2)

別紙

## 1 住宅ローン控除制度の見直し

#### (1) 概要

- ① 住宅ローン控除の適用期限を延長し、令和4年から令和7年までの入居者を住宅ローン控除の対象とする。
- ② 控除率を1%から0.7%へ引き下げ\*1、所得要件も3,000万円以下から2,000万円以下へ引き下げる。



※1 住宅ローンを借りている人の約78%は住宅ローン控除率の1%よりも低い借入金利が適用されており、住宅ローン控除額が住宅ローンの利息支払額を上回っているという会計検査院の報告により0.7%への引き下げが行われる。

## 2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

#### (1) 概要

現行、住民税は所得税と異なる課税方式の選択が可能だが、改正後は所得税と住民税の課税方式を一致させる。

上場株式等の配当所得等について、所得税は源泉分離課税(15.315%)、 住民税については特別徴収(5%)が行われている。これにより納税は完結するため所得税、住民税ともに改めての申告は必須ではない。そこで現行では、 申告をしたほうが所得税率が有利になる場合等に限り、所得税についてのみ申 告が行われている(住民税は申告不要を選択し5%課税のまま)が、改正後は 所得税についてのみの申告をすることができなくなり、所得税について総合課 税で申告をする場合は、住民税についても総合課税で申告をすることになる。

※ 所得税(総合課税)の場合、課税総所得金額に応じて税率が決まるため、 源泉分離課税された15.315%より低い税率が適用され還付を受けら れる場合がある。

改正前			
		税率	総所得金額
所得税	総合課税で申告 □	累進税率	算入する
住民税	申告不要を選択 (申告の有無は個人判断)	5%	算入しない



改正後			
		税率	総所得金額
所得税	総合課税で申告	累進税率	算入する
	1		
住民税	総合課税で申告	10%	算入する

#### (2) 改正の目的

住民税で「申告不要を選択」した場合、上場株式等の配当所得等が住民税の総所得金額に算入されず、住民税の総所得金額を元に算定する国民健康保険料等の決定に影響が生じている。これに対する不公平感の解消、および行政側での管理を容易にするため。

#### 3 区民税における合計所得金額に係る規定の整備

#### (1) 概要

配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等に明記することとする。

#### (2) 改正の目的

賦課課税に必要な情報を確実に把握するため。

## 4 今回の改正による区への影響

従来から住宅ローン控除による減収分については国費で補填されており、改 正後も変わらず補填をされるため、区の税収面での影響はない。

その他の改正についても、影響は少ないと見込む。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表(案) 改正前 改正後 ○足立区特別区税条例 ○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 昭和39年12月25日条例第59号 (所得割の課税標準) (所得割の課税標準) |第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退 職所得金額及び山林所得金額とする。 職所得金額及び山林所得金額とする。 2 前項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額は、法またはこれ2 前項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額は、法またはこれ に基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭)に基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭 和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22条第2項または第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額 22条第2項または第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額 の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4ま の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4ま での規定の例によらないものとする。 での規定の例によらないものとする。 - 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並び3 - 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並び に第20条の2において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に に第20条の2において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に 係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告

- する年度分の特定配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時まで に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特 |定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29| 年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があ るとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理 由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の 金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号 に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載 された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適
- (1) 第23条第1項の規定による申告書

当であると区長が認めるときは、この限りでない。

書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の 記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用し ない。

改正前 改正後

- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げ る申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に 限る。)
- 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項5 及び次項並びに第20条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額 に係る所得の金額を除外して算定する。
- |6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の|6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告| 4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(区民税の納税) 通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下こ の項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関す る事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所 得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区 長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の 金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号 に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載 された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適 当であると区長が認めるときは、この限りでない。
  - (1) 第23条第1項の規定による申告書
  - (2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げ る申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に 限る。)

(寄附金税額控除)

2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭で規則で定めるも のを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該)のを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該 納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し た場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以

- 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項 及び次項並びに第20条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額 に係る所得の金額を除外して算定する。
- 書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規 則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る 所得の金額については、適用しない。

(寄附金税額控除)

|第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第||第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第| 2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭で規則で定めるも 納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し た場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以

下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定 を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割 の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄 附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独 立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明ら かなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限 る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に 対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除 き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第 314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられ ることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連 するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財 団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号) 附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正 前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法 人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明 らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに 限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金 (出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人 の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定 を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割 の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄 附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独 立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明ら かなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限 る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に 対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除 き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第 314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられ ることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連 するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財 団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかな ものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金 (出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人 の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄 (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄

附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に 充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業 務に関連するものに限る。)

- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄 附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該 法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするた めに支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規 定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益 が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明ら かなものを除く。)
- 算した金額とする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する特定配当等申第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する確定申告書に 告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配 当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された 場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した 特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式 等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課 された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を 乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の 額から控除する。
- |2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除するこ|2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除するこ とができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金 額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、

改正後

附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に 充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業 務に関連するものに限る。)

- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄 附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該 法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするた めに支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規 定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益 が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明ら かなものを除く。)
- 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の 規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計一規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計 算した金額とする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の 額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又 は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に 係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同 節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当 割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条 から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- とができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金 額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、

同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、 又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税

若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者 の未納に係る徴収金に充当する。

- 除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができな かつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額か ら控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。 (区民税の申告)
- |第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書||第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書| を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務 がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けてい る者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外 の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなか つた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、 小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤 労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規 定する源泉控除対象配偶者

に係るもの

を除く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又は これらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項 に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除若しくは第19条の規定により控除すべき金額(以下この 条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするもの を除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」 という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の 改正後

同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、 又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌 年度分の個人の都民税若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者 の未納に係る徴収金に充当する。

- 3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控 除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができな かつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額か ら控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。 (区民税の申告)
  - を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務 がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けてい る者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外 の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなか つた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、 小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤 労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得 金額が900万円以下であるものに限る。) の法第314条の2第1項第10号の 2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円 以下であるものに限る。) で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの を除く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又は これらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項 に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除若しくは第19条の規定により控除すべき金額(以下この - 条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするもの を除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」 という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の

表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得2 金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施 行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。) は規則で定める 申告書を区長に提出しなければならない。
- 金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税 の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を 有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定 する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若し くは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控 除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金 税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定 める申告書を区長に提出しなければならない。
- 出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の 金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出するこ とができる。
- 6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得 税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で、区内に住所を有する ものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲 げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載 によることができる。
- 7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第917 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9 条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定 により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を

表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得 金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施 行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)は規則で定める 申告書を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年 金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税 の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を 有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定 する期限までに提出させることができる。
  - 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。) は、雑損控除額若し くは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控 除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金 税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定 める申告書を区長に提出しなければならない。
- |5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提|5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提| 出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の 金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出するこ とができる。
  - 税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で、区内に住所を有する ものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲 げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載 によることができる。
  - 条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定

交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公 に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

- |8 第9条第2号の者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に|8 第9条第2号の者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に| を申告しなければならない。
- 37号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出し 日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出され 限りでない。
- 条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規 による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に 規則で定めるところにより、区民税の賦課徴収につき必要な事項を付記し なければならない。

(区民税に係る給与所得者の扶養親族 申告書)

- |第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を|第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を| 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。) 規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由 して、区長に提出しなければならない。
  - (1) 当該給与支払者の氏名又は名称

改正後

交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公 的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

- 有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項。有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項 を申告しなければならない。
- 第24条 第9条第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第第24条 第9条第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第 37号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出し た場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された。た場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された。 日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出され たものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この」たものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この 限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち法第3172 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち法第317 条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規 定により付記される事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定。定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定 による申告書に記載されたものとみなす。
  - 規則で定めるところにより、区民税の賦課徴収につき必要な事項を付記し なければならない。

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)| で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項にで区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に 規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由 して、区長に提出しなければならない。
  - (1) 当該給与支払者の氏名又は名称

改正後

- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与2 所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に 記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2 第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける 日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他 施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、 区長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経 由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された 日に区長に提出されたものとみなす。
- すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2 の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載す べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4 項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、 |5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1000万円以下であるものに限 る。) の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色 事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及 び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金 額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項
- 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与 所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に 記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2 第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける 日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他 施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、 区長に提出しなければならない。
- 由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された 日に区長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由 すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2 の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載す べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4 項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
  - 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族 申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告 書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公 的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ の項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、

扶養親族(控除対象扶養親族

を除く。)を有する者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の 提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等 の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年 最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を 経由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支 払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がそ の年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法の年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法 第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がない ときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則 で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記

改正後

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公 的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ の項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であつて、特定 配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限 る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定す る退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者 であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2 号において同じ。) 又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等 に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の 提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等 の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年 最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を 経由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がそ 第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がない ときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則 で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記

載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の 3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

- すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理さ れた日に区長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべ4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべ き公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の 2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に 記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的 年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を 受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

#### 付 則

- |第3条の5の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の区民税|第3条の5の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の区民税| 条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から 平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4 の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第 18条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第20条及び第20条の2第1項の規2 前項の規定の適用がある場合における第20条及び第20条の2第1項の規 定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第 3条の5の2第1項 と、第20条の2第1項中「第18条から前条まで」と あるのは「第18条から前条まで及び付則第3条の5の2第1項」とする。

#### 改正後

載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の 3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

- |3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由|3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由| すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理さ れた日に区長に提出されたものとみなす。
  - き公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の 2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に 記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
  - 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、15 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的 年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を 受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

## 付 則

- に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41 に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41 条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から 平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4 の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第 18条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
  - 定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第 3条の5の2第1項」と、第20条の2第1項中「第18条から前条まで」と あるのは「第18条から前条まで及び付則第3条の5の2第1項」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

- |第7条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法|第7条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法| 第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「H 場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当 等に係る利子所得及び配当所得については、第15条第1項及び第2項並び に第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式 等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条 の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において 「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に 係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項 第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当す る区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等 に係る配当所得については、付則第3条の3第1項の規定は、適用しない。 |2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定 ||2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定 || 場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該 特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する 年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前 項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第15条第4項に規定する 特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用 するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき 特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並 びに第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支 払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前 項の規定は、適用しない。
  - (1) 第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合
  - (2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書

改正後

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上 場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当 等に係る利子所得及び配当所得については、第15条第1項及び第2項並び に第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式 等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条 の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において 「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に 係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項 第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当す る区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等 に係る配当所得については、付則第3条の3第1項の規定は、適用しない。 場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年 分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 等の金額」とする。
- (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3 第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第 3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とある のは「所得割の額及び付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額」と、第19条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、 同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第 3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とある のは「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割 の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額 及び付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額 及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、 同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」 とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第7条第1項に規定す

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
  - (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3 第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第 3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とある のは「所得割の額及び付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額」と、第19条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、 同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第 3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とある のは「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割 の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額 及び付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額 及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、 同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
  - (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
  - (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第7条第1項に規定す

る上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の 所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る区民税の課税の特例)

- |第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地 等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において 同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に 該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。) に係る課税長期譲渡所得 金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。
  - (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期 譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
  - (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額 の合計額

ア 48万円

- イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の 3に相当する金額
- |2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限2 り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因 となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予 定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するとき

る上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の 所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る区民税の課税の特例)

- の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地 等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において 同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に 該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得 金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。
- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期 譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額 の合計額

ア 48万円

- イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の 3に相当する金額
- 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因 となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予 定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するとき

における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対 して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第 33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第 37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定 の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅 地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲 渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例) 第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に 対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第 144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。) 第8条第2項に規 定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定 する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定 する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、 他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2 項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において 準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項にお 準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項にお いて「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次) 項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当す る区民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」

における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対 して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割 の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第 33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第 37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅 地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲 渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例) 対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第 144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。) 第8条第2項に規 定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定 する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定 する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、 他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2 項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において いて「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次 項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当す る区民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」

改正後

とする。

- (2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5第1項、第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規

とする。

- (2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る維所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規

定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得 割の額」とする。

- 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12 条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16 条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」と いう。)については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この 場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定に かかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除 法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第 3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以 下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配 当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用 がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した 金額に相当する区民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に 1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達 される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において 同じ。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (特 例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があ ると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲 げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合における これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規 定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。
  - (1) 第23条第1項の規定による申告書
  - (2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げ る申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に

改正後

定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得 割の額」とする。

- 8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12 条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16 条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」と いう。)については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この 場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定に かかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除 法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第 3項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用配当等の額(以 下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配 当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用 がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した 金額に相当する区民税の所得割を課する。
- 係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けよ うとする旨の記載があるときに限り、適用する。

改正後

限る。)

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の 額」とする。
  - (2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
  - (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額者しくは配当所得の金額」とする。
  - (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段 に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあ

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の 額」とする。
  - (2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
  - (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額者しくは配当所得の金額」とする。
  - (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段 に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあ

るのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民 税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例) |第14条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴|第14条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴 う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律 第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項 に規定する条約適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわ らず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の 額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約 適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約 等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において 「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当 該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税 率)を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」 とする。
  - (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条 の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6 の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」 と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに 付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、 第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第 1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、

るのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民 税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例) う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律 第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項 に規定する条約適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわ らず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の 額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約 適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約 等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において 「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当 該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税 率)を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」 とする。
  - (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条 の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6 の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」 と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに 付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、 第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第 1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、

第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並び に付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と する。

- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条 約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第 16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する 特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金 等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金 等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規 定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得 割の額」とする。
- 2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」 という。)については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。こ の場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第18条の規定 にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において 「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項 第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5

- 第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並び に付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と する。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条 約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第 16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する 特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金 等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金 等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規 定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得 割の額」とする。
- 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の|3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の| 2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」 という。)については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。こ の場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第18条の規定 にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において 「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項 第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5

分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月 1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達 される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において 同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条 約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があ ると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲 げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合における これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規 定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。
- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の 額」とする。
- (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所

#### 改正後

分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に 1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達 される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において うとする旨の記載があるときに限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の 額」とする。
  - (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5第1項、第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所

得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割 の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額 及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計 額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割 の額の合計額」とする。

- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定す る条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の 2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは 配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段 に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあ るのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民 税の所得割の額」とする。
- (第3項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第20条の2の規 定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若し くは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適 用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用 を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事 項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことに ついてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)であつて、 当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当

得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割 の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額 及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計 額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割 の額の合計額」とする。

- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定す る条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の 2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは 配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段 に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあ るのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民 税の所得割の額」とする。
- 和税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合6 和税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合 (第3項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第20条の2の規 定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若し くは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適 用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項 に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該 条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつ て、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用 配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施」

等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1箭第5款の 規定により配当割額を課されたとき、又は第15条第6項」と、同条第3項 中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第 9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4 とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。 次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4 項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又 はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他 の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定 する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属 する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の 法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 19条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

- 第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感 染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、 「令和16年度」とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症 特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは 「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第15条第6項」と、同条第 3項中「法第37条の4」とあるのは「和税条約等実施特例法第3条の2の 2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

|第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応||第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応 するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若し くは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加 料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄を した日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求 権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものと みなして、第19条の規定を適用する。

> 付 則 (施行期日)

改正前	改正後
	第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
	定は、当該各号に定める日から施行する。
	(1) 第1条中足立区特別区税条例第24条の2の見出し及び第1項並びに
	第24条の3の見出し及び第1項の改正規定、同条例付則第3条の5の2第
	1項、第11条第3項及び第17条の改正規定並びに同条例付則第18条を削る
	改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
	(2) 第1条中足立区特別区税条例第15条第4項及び第6項、第20条の2第
	1項及び第2項、第23条第1項並びに第24条第2項の改正規定並びに同条
	例付則第7条第2項、第14条の2第4項並びに第14条の3第4項及び第6
	項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
	(区民税に関する経過措置)
	第2条 第1条の規定による改正後の足立区特別区税条例(以下「新条例」
	という。)第24条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の
	日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を
	受けるべき新条例第24条の2第1項に規定する給与について提出する同項
	及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を
	受けるべき第1条の規定による改正前の足立区特別区税条例(次項において、「四条領」、いた。 と 第24条の 2 第 1 項 に 担 字 さる 公上 に るいて 担 出
	て「旧条例」という。)第24条の2第1項に規定する給与について提出した。
	た同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。 2 新条例第24条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき
	万得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規
	定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)
	について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用
	し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例
	第24条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
	3 前条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個
	人の区民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の区民税につ
	いて適用し、令和5年度分までの個人の区民税については、なお従前の例

改正前	改正後
	<u>による。</u>

第24条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の」 第24条の3第1項中「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を |者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定す||加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所 |る納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3||得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受け において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

付 則

(区民税に関する経過措置)

- 第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例(以下「新条例」とい第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例(以下「新条例」とい (以下この条において「施行日」という。) 以後に支出する同号に規定す る寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出し たこの条例による改正前の足立区特別区税条例(次項及び第3項において 「旧条例」という。) 第19条第1項に規定する寄附金又は金銭については、 なお従前の例による。
- 磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適 用し、同日前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法によ る同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の 例による。
- 3 新条例第24条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第24条の2 3 新条例第24条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第24条の2 第4項に規定する電磁的方法による新条例第24条の3第4項に規定する申 告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第24 する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 新条例の規定中個人の区民税に関する部分

は、令和6年度以後の年度分の個人の区民税につ

### 改正後

ている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に 規定する要件を満たす」に改める。

付 則

(区民税に関する経過措置)

- う。)第19条第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日 う。)第19条第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日 (以下この条において「施行日」という。) 以後に支出する同号に規定す る寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出し たこの条例による改正前の足立区特別区税条例(次項及び第3項において 「旧条例」という。) 第19条第1項に規定する寄附金又は金銭については、 なお従前の例による。
- 2 新条例第24条の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電2 新条例第24条の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電 磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適 用し、同日前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法によ る同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の 例による。
- 第4項に規定する電磁的方法による新条例第24条の3第4項に規定する申 告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第24 条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第24条の3第4項に規定 条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第24条の3第4項に規定 する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
  - 4 新条例第10条第2項、第14条第1号及び第24条の3第1項並びに付則第 2条の2の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の区民税に

改正前	改正後
いて適用し、令和5年度分までの個人の区民税については、なお従前の例	ついて適用し、令和5年度分までの個人の区民税については、なお従前の
による。	例による。